

会社を退職した方 または扶養がはずれた方へ

これからの保険証は？

1. 現在の社会保険に入っている配偶者（又は親や子ども）の扶養になる
2. 今までの社会保険に「任意加入」する
3. 国民健康保険に加入する ☞ 役場に届出が必要です

国民健康保険に加入する場合は、こちらが必要です

※別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要です

- 1 「資格喪失連絡票」または「離職票」
……退職日や扶養のはずれた日が確認できるもの
- 2 マイナンバーカード等、個人番号の確認できるもの
……世帯主と加入者全員分
- 3 来庁される方の本人確認書類
……マイナンバーカードや運転免許証等
- 4 医療証
……お持ちの方のみ（※はんこもお持ちください）

国民健康保険税（国保税）について

手続きを行った翌月に税務課から通知をお送りします。

国保税は、届出をした月の分からではなく、国保資格を得た月の分から計算します。

届出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります。お早めに手続きください。

国民年金について

国民年金は年金事務所から納付書をお送りします。
免除申請ができる場合もありますので、ご相談ください。

問合せ

高島町役場 町民課

住民年金係 ☎52-1345

医療給付係 ☎52-1327